

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
第48回理事会議事録

1. 開催日時：令和3年12月22日（水）午後3時00分
2. 開催場所：東京都中央区晴海四丁目7番28号 ホテルマリナーズコート東京 白鳳
3. 出席者数：理事総数 44名 出席理事数 34名
監事総数 2名 出席監事数 2名
4. 出席者氏名：名誉会長 御手洗 富士夫
理事 橋本 聖子、武藤 敏郎、布村 幸彦、河野 一郎、山脇 康、
荒木田 裕子、中森 邦男、谷本 歩実、田中 理恵、横川 浩、
ヨーコ ゼッターランド、高島 なおき、河野 雅治、高橋 治之、
津賀 一宏、泉 正文、遠藤 利明、小山 くにひこ、東村 邦浩、
豊田 周平、山下 泰裕、田嶋 幸三、馳 浩、室伏 広治、
大日方 邦子、白石 弥生子、高橋 尚子、林 いづみ、日比野 暢子、
靱井 圭子、矢野 晴美、來田 享子、潮田 勉、延與 桂
監事 塗師 純子、堤 雅史
(上記のうち、以下の理事及び監事はWeb会議システムにより出席)
理事 谷本 歩実、田中 理恵、河野 雅治、豊田 周平、馳 浩、室伏 広治、
大日方 邦子、高橋 尚子、日比野 暢子、來田 享子
監事 塗師 純子

5. 議事の経過の概要及び議決の結果

上記のとおり定足数の出席があったので、定刻、定款第33条第1項の規定に基づき代表理事(会長)橋本聖子氏が議長席に着き開会を宣し、本理事会はWeb会議システムを用いて開催する旨述べた後、挨拶をした。

その後議長は、本理事会の進行役として理事武藤敏郎氏を指名し、武藤敏郎氏はそれを承諾した。

その後進行役は、Web会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いに行える状態となっていることが確認された後、令和3年11月17日付けの書面による評議員会での承認を経て新たに理事にご就任頂いた潮田勉氏及び延與桂氏を指名し、理事潮田勉氏及び延與桂氏がそれぞれ挨拶をした。

その後進行役は、当法人の理事白波瀬佐和子氏より、令和3年9月30日付けで当法人の理事を辞任したい旨の申出があったため、受理したことを報告した後、直ちに下記議案の審議及び報告事項の報告に入った。

[決議事項]

議案 事務局規程等の改正について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1記載のとおり、まず、事務局規程の改正について、その目的、改正内容及び施行予定日を説明した。

続いて、危機管理基本規程の改正について、その目的、改正内容及び施行予定日を説明した。

なお、事務局規程及び危機管理基本規程の改正案及び新旧対照表については別紙資料3-3乃至3-6記載のとおりであり、令和4年1月1日以降の組織体制図については、「資料1別紙」記載のとおりである旨説明した。

その後議長が、別紙資料1記載のとおり、事務局規程及び危機管理基本規程を改正することにつき、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

[報告事項]

1 大会後の業務終了に向けた状況について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、まず、別紙資料2-1記載のとおり、大会後の業務終了に向けた状況について、「大会後の業務完了に向けた取組方針」に基づく主な取組のスケジュールに記載のとおり、現在粛々と業務を続けている旨報告し、このうち競技会場の施設所有者への返却については、計画どおり順調に進めている旨報告した。

続いて、FAについては、これまでに5FA（PNC・RSK・CCC・LAN・PRS）が業務を終了している旨報告した。

続いて、大会終了後人員数の推移について、別紙資料2-1記載のとおり、現在、業務終了に向けて事務を進める中で、適正な人員数を適宜調整している旨報告した。また、令和4年3月末に大きく人員を減らす予定であるが、それまでに着実に業務を遂行し完了していくとともに、4月以降も適切に対応できるよう必要に応じて円滑な引継ぎを行う旨報告した。

次に、大会経費の見通しについて、別紙資料2-2記載のとおり、簡素化をはじめとする支出抑制に向けたこれまでの取組や無観客開催に伴う契約の見直しなどにより、1兆4530億円と大会経費V5の1兆6440億円を1910億円下回る見通しとなり、加えて、新たな変異株の出現や国内外の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた観客数の取扱いの決定といった、令和2年12月のV5発表以降に生じた事象に対して、令和3年12月21日の東京2020組織委員会、東京都、国の三者による「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の大会経費の取扱いについて」の合意に基づき、東京都及び国が新たな予算措置を講ずることなく対応できる見通しとなった旨報告した。

続いて、V5発表以降の後発事象について、従前に合意されていた経費の負担割合の考え方に基づき、国は共同実施事業のパラリンピック経費と新型コロナウイルス感染症対策関連経費に係る支出を行い、その上で東京都は、開催都市として安全・安心な大会の円滑な実施の観点から、V5の範囲内で共同実施事業負担金(安全対策)を支出することになった旨報告した。

続いて、組織委員会決算の見通しは、東京大会のほとんどの競技が無観客で実施されたことによるチケット売上の減収等により、収入はV5に対して867億円減の6343億円となる一方、上述の取組等による支出の抑制239億円や東京都が支出する共同実施事業負担金(安全対策)628億円により、支出は収入と同額の6343億円となり、この結果、組織委員会の収入減を含めた後発事象に対応した上でなお、国と東京都が負担するその他の経費のうち、国分はV5を271億円、東京都分は772億円下回る見通しとなった旨報告した。

続いて、本大会経費の見通しは、現時点での予算執行状況に基づいて作成したものであり、引き続き経費節減や収入確保に努めた上で、大会経費の詳細について明らかにしていく旨説明した。

次に、組織委員会の文書等に関する保存・継承について、別紙資料2-3記載のとおり、当法人では、大会に関する文書について、法令や規程に基づき保存してきた旨報告し、大会後の保存や継承に関しても、法令及び開催都市契約に取扱いが規定されている旨報告した。具体的には、別紙資料2-3記載のとおり、当法人が法人運営及び大会運営のために組織的に用いた全ての文書について、清算人が保存する文書又はアーカイブ組織であるJOCに継承する文書のいずれかに分類し、保存及び継承していく旨

報告した。

続いて、清算人が保存する文書の例を報告した。

続いて、アーカイブ組織（JOC）に継承する文書について、開催都市契約（HCC）及び大会運営要件（OR）には、将来大会等に知見を活かしていくため、「当法人は、都やJOCの役割を含め、大会の記録及びアーカイブを長期保存する計画を策定する」旨の記載がある旨報告し、この記載に基づき、令和3年6月8日の理事会にてご承認いただき、令和3年8月に、IOC、IPC、当法人、JOC、JPC、東京都の6者にて「アーカイブ資産協定」を締結した旨報告した。アーカイブ文書は、この協定に基づき、当法人がJOC及び東京都等の支援を得て特定し、最終的にIOCの承認を得たものが該当する旨報告し、アーカイブ文書の例を報告した。

また、アーカイブ全体の基本的な枠組みや利活用等については、別紙資料「東京2020アーカイブ方針（案）」のとおりである旨説明した。

なお、清算人保存文書とアーカイブ文書の分類にあたっては、大会の知見を適切に保存及び継承していくため、第三者の視点を交えながら進めていくことを検討している旨報告した。

上記報告事項1の報告が終了した後、議長の指示により進行役は質疑及び意見交換に入った。質疑及び意見交換では、大会経費の見直しにおける収支の考え方について、関係団体における報告書等も含めた文書等の統一的な管理について、後世での利活用を前提とした文書等の保存・継承について、アーカイブ資産に関するIOC、IPCとの権利関係並びに国及びJOCと連携した組織的な管理運用体制の構築について等の質疑及び意見交換がなされた。

2 東京2020大会の振り返りについて

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-4記載のとおり、東京2020大会の振り返りについて、大会全体の総括を報告した後、大会のビジョン等、競技、延期・無観客、メディア等での取り上げ、国内・世界の評価、大会参加者数等、観客・チケット、大会デザイン、大会運営全般、競技・会場運営、新型コロナウイルス感染症対策、医療サービス、アンチ・ドーピング、暑さ対策、会場、選手村・宿泊、出入国・空港対応、輸送、大会警備、テクノロジー・サイバーセキュリティ、技術力・イノベーションの発信、ボランティア、関係団体の協力、国内外要人、パートナー等、開閉会式、聖火リレー、平和、復興、パラリンピック、D&I、持続可能性、エンゲージメントと参画、オリ・パラ教育、日本文化の発信、準備・継承、東京2020モデルの各項目について、その内容及び実績等を報告した。

3 各報告書について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、まず、アクション&レガシーレポートについて、別紙資料2-5記載のとおり、東京2020アクション&レガシープランについて説明した後、東京2020アクション&レガシープランに基づき実施された取組の成果及び何がレガシーとして継承されていくかについて、関係団体や5つの専門委員会からの意見を踏まえて「東京2020アクション&レガシーレポート」を作成した旨報告した。

次に、持続可能性大会後報告書について、別紙資料2-6記載のとおり、東京2020大会の持続可能性報告の体系とともに、本報告書が大会後に明確になる取組結果や大会から得た学び・気づきなど、大会の持続可能性を総括するものである旨説明し、持続可能性に関する主な取組結果を報告した。

次に、東京2020大会の「多様性と調和」におけるジェンダー平等報告書について、別紙資料2-7記載のとおり、当法人が進めてきた「多様性と調和」の取組に言及しつつ、ジェンダー平等の取組を中心に振り返り、その成果や残された課題をまとめたものであること、また、最大の特徴は、平成30年にIOCが公表した「ジェンダー平等再検討プロジェクト報告書」に示された25の提言という明確

な枠組みに沿って大会の取組の進捗を整理したものであることを報告した。

続いて、当法人の理事來田享子氏及びジェンダー平等推進チームのアドバイザー井本直歩子氏のご協力を得て本報告書を作成したこと、さらに、上記25の提言に基づく東京大会の主な取組内容及びその他の主な論点を報告した。

上記報告事項2及び報告事項3の報告が終了した後、議長の指示により進行役は質疑及び意見交換に入った。質疑及び意見交換では、大会開催に関するテレビ報道の影響について、大会開催が感染拡大につながらなかった事実について、パラリンピックにおける学校連携観戦実施の教育的意義について等の質疑及び意見交換がなされた。

その後、議長の指示により進行役は、本日いただいた意見については、年度末に向けてまとめていく「オフィシャル・レポート」に反映させていく旨、また、「東京2020大会の振り返り」と3つのレポートについては、本理事会後に公表させていただく旨報告した。

その後、議長の指示により進行役は、本日配付した別紙資料3-1乃至3-6の内容については、当該資料の配付をもって報告したものとす旨報告し、あわせて「東京2020大会の振り返り」、「東京2020アクション&レガシーレポート」、「持続可能性大会後報告書」、「東京2020大会の『多様性と調和』におけるジェンダー平等報告書」の内容についても報告がなされた。

以上をもって本理事会における全議案の審議及び全報告事項の報告並びに意見交換を終了し、Web会議システムを用いた本理事会は、終始異状なく終了したので、議長は、午後4時50分閉会を宣した。

上記議事の経過の要領及びその結果を記載し、本議事録を作成し、一般法人法第197条により準用する同法第95条第3項及び定款第36条第2項の規定に基づき、出席した代表理事（会長）及び監事が以下に署名又は記名押印する。

令和4年3月4日

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会